

臨海副都心周辺地域における公共交通協議会規約新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 臨海副都心周辺地域における公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>臨海副都心におけるBRTを含めて、同地域全体の効率的な交通体系の構築を図るため、地域公共交通計画</u>（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うことを目的とする。</p> <p>第2条 （現行のとおり）</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事務を行う。</p> <p>(1) <u>公共交通計画</u>の作成及び変更に必要な協議（鉄軌道路線の新設及び変更に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(2) <u>公共交通計画</u>の実施に必要な協議に関すること。</p> <p>(3) <u>公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>第4条から第8条まで （現行のとおり）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 臨海副都心周辺地域における公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>臨海副都心において新たに整備されるBRTを含めて、同地域全体の効率的な交通体系の構築を図るため、地域公共交通網形成計画</u>（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うことを目的とする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事務を行う。</p> <p>(1) <u>網形成計画</u>の作成及び変更に必要な協議（鉄軌道路線の新設及び変更に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(2) <u>網形成計画</u>の実施に必要な協議に関すること。</p> <p>(3) <u>網形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>第4条から第8条まで （略）</p>

改正案	現行
<p>(会議)</p> <p>第9条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。</p> <p>3 会議の議決事項は、以下に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>公共交通計画</u>の作成及び変更（一つの行政区で完結する運行を行う公共交通の変更に伴う<u>公共交通計画</u>の変更を除く。）。</p> <p>(2) その他会長が必要と認める事項</p> <p>4 会議の議決は、出席委員の3分の2以上の多数をもって行う。ただし、以下に掲げる場合は、書面により、委員の3分の2以上の多数をもって議決することができる。</p> <p>(1) 緊急を要するとき又は会長が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 複数区をまたいで運行を行う公共交通の変更のうち、当該変更の内容が一つの行政区内で完結するものに伴い、<u>公共交通計画</u>を変更するとき。</p> <p>5 一つの行政区で完結する運行を行う公共交通の変更に伴い、<u>公共交通計画</u>を変更する場合には、関係区が、会議前に公共交通事業者と協議の上、会議への報告を行うものとする。</p> <p>6 会議は、原則として公開とする。ただし、BRT事業計画の策定に向けた検討内容など、会議を公開することにより事業者の事業運営上の不利益が生じる可能性がある協議及び公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、会長の宣言により、非公開で行うものとする。</p> <p>7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>8 各委員は各事案に対し、書面及び口頭で意見を述べることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第10条から第14条まで (現行のとおり)</p>	<p>(会議)</p> <p>第9条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。</p> <p>3 会議の議決事項は、以下に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>網形成計画</u>の作成及び変更（一つの行政区で完結する運行を行う公共交通の変更に伴う<u>網形成計画</u>の変更を除く。）。</p> <p>(2) その他会長が必要と認める事項</p> <p>4 会議の議決は、出席委員の3分の2以上の多数をもって行う。ただし、以下に掲げる場合は、書面により、委員の3分の2以上の多数をもって議決することができる。</p> <p>(1) 緊急を要するとき又は会長が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 複数区をまたいで運行を行う公共交通の変更のうち、当該変更の内容が一つの行政区内で完結するものに伴い、<u>網形成計画</u>を変更するとき。</p> <p>5 一つの行政区で完結する運行を行う公共交通の変更に伴い、<u>網形成計画</u>を変更する場合には、関係区が、会議前に公共交通事業者と協議の上、会議への報告を行うものとする。</p> <p>6 会議は、原則として公開とする。ただし、BRT事業計画の策定に向けた検討内容など、会議を公開することにより事業者の事業運営上の不利益が生じる可能性がある協議及び公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、会長の宣言により、非公開で行うものとする。</p> <p>7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>8 各委員は各事案に対し、書面及び口頭で意見を述べることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第10条から第14条まで (略)</p>